

学校感染症による出席停止の手順について

千葉市教育委員会 保健体育課

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止（第19条）等の措置を講じることとされています。

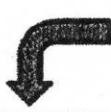
対象となる感染症の種類、出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則（第18・19条）に規定されております（裏面参照）。

医師により裏面記載の感染症と診断された場合は、以下のフローチャートに従い、対処をお願いします。

医師により裏面記載に該当する感染症と診断された



学校に連絡する



インフルエンザの場合

インフルエンザ以外の場合

医師の指示のもと、必要期間療養する

※出席停止期間は、裏面記載の基準を元に主治医が判断します。

※この間は、欠席扱いにはなりません。

症状回復

※インフルエンザは、「基準の日数（あるいは医師に指示された日数）を経過している」「解熱後2日経過している」「咳等の症状がない」という項目全てが満たされていることをさします。

「インフルエンザにおける療養報告書」を保護者が記載して、登校再開時に学校に提出する。

<注意>

- ① 報告書のチェック項目についてよく確認し、全ての項目が満たされてからの登校をお願いします。
- ② 記入不備や忘れた場合は、確認の連絡をさせていただきます。
- ③ 登校後のお子様の体調によっては、学校長の判断で停止期間の延長をお願いする場合もあります。
- ④ 登校許可の証明は、これまでのように医療機関が発行した書類でも構いませんが、この場合は、文書料が発生する場合がありますので、ご注意ください。

「登校許可証明書（千葉市版）」に医師の記載をいただき、登校再開時に学校に提出する。

<注意>

医療機関により文書料が異なります。

「インフルエンザにおける療養報告書」および「登校許可証明書（千葉市版）」は、学校より受け取ってください。

また、千葉市教育委員会保健体育課のホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。

なお、千葉市医師会のご協力により、医療機関に常備しているところもございます。